

福生市こども計画の変更について

1 趣旨

令和7年4月から児童福祉法において乳児等通園支援事業が創設されたほか、改正法による改正後の子ども・子育て支援法において、乳児等のための支援給付が創設されることとなった。これに伴い、国の示す「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）」の改正が行われ、市町村子ども・子育て支援事業計画（福生市の場合はこども計画）に必須記載事項として新たに位置付けられるものがあることから、改正内容を踏まえた計画の変更を行う。

2 基本指針の改正内容

乳児等のための支援給付の創設に伴い、基本指針について次の改正が行われた（令和8年4月1日から適用）。

- (1) 基本的記載事項（必須記載事項）として、乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期を位置付けること。

こども計画の変更

- 令和8年度から支援給付制度の位置付けとして、乳児等通園支援事業を記載する。
- 令和7年度の制度「地域子ども・子育て支援事業」の位置付けとして記載している「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」（計画117ページ）について、記載事項の整備を行う。

<参考>令和7年度と令和8年度以降の比較

	令和7年度	令和8年度以降
制度	地域子ども・子育て支援事業	乳児等のための支援給付

- (2) 基本的記載事項（必須記載事項）として、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等（教育・保育又は乳児等通園支援をいう。）を一体的に提供する体制に関する事項を位置付けること。

- こども計画に規定を追加

3 今後のスケジュール（予定）

- 令和7年11月 子ども・子育て審議会に意見聴取
 令和7年12月 東京都へ変更に関する協議
 令和8年3月 変更後の計画完成